

## 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

1 千葉県最低賃金審議会は、2016年8月5日、千葉労働局長に対して、千葉県最低賃金を、現行の時間額817円から25円引き上げて、時間額842円とする旨の答申を行った。これは、平成元年以降における千葉県最低賃金の上げ幅としては、平成3年度改定時の26円の引き上げに次ぐものであり、千葉県内におけるワーキングプアの救済や、貧困問題の解消に、一定程度資するものと評価することができる。

2 しかしながら、今般示された最低賃金水準は、なお十分なものとはいえない。今般の答申の額を前提としても、労働者が1ヶ月に173時間<sup>\*1</sup>稼働した場合における賃金額は14万5666円にとどまり、千葉県下における生活保護基準額との差額は5万円にも満たない<sup>\*2</sup>。このような賃金水準では、労働者が十分な勤労意欲を保持しつつ就労に励み、充実した社会生活を送ることは困難である。

最低賃金周辺の賃金水準で働く労働者層の中心は非正規雇用である。非正規雇用は、全雇用労働者の4割にまで増加している。特に、女性の割合が多く、若年層で急増しており、しかも、家計の補助ではなく、主に自らの収入で家計を維持する必要のある非正規労働者が大きく増加した。貧困率は過去最悪の16.1パーセントにまで悪化しており、女性や若者など全世代で深刻化している貧困問題を解決し、また、男女賃金格差を解消するためにも、最低賃金の大幅な底上げが図られなければならない。

3 政府は、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに「全国平均1000円」にするという目標を明記していた。この目標の達成は、全世代で深刻化している貧困問題を解消する上で必要不可欠のものである。政府は、昨年11月、最低賃金を毎年3パーセント程度引き上げ、全国加重平均が1000円程度となることを目指すとの方針を示したが、方針どおり、毎年3パーセント

---

\*1 法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間の理論値

\*2 41～59歳の単身者のケースだと、生活扶助と住宅扶助の合算額は、1級地2(千葉市等)で11万9720円。3級地2で10万1980円

ずつ引き上げたとしても、1000円に達するには2023年までかかる。昨今の格差の拡大や貧困問題の深刻化に鑑みれば、2020年までに最低賃金を1000円にするという目標は堅持されるべきである。

- 4 千葉県最低賃金審議会は、以上のことを踏まえて、今後、千葉県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2016年11月9日

千葉県弁護士会

会 長 山 村 清 治